

第 11 回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成 22 年 7 月 26 日 (月) 午後 3 時 30 分～4 時 30 分
場 所 県庁第 21 会議室 (第 2 庁舎 9 F)

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 全体スケジュールについて
 - (2) 中期目標の期間の終了時の検討について
- 3 閉 会

〔配付資料〕

- 資料 1 全体スケジュール
- 資料 2 業務実績評価 (年度評価) 方針及び方法
- 資料 3 財務諸表の承認に係る意見聴取
- 資料 4 中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取
- 資料 5 「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取に係る対応方針 (案)
- 資料 6 平成 19 年度評価結果趣旨
- 資料 7 平成 20 年度評価結果趣旨
- 資料 8 平成 22 年度事業計画
- 資料 9 中期目標・中期計画 項目別対比表

出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	
委 員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委 員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	
委 員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	理事・名誉教授	
委 員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	監査役	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
山本 誠	企画管理部長	
山田 強	企画管理部企画室長	
濱本 修	企画管理部総務室長補佐	

【事務局 (鳥取県)】

氏名	役職名	
岡村 整諮	商工労働部産業振興総室長	
広瀬 龍一	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長	
小谷 博之	商工労働部産業振興総室産学金官連携室研究開発担当副主幹	

鳥取県産業技術センター評価委員会に係る全体スケジュールについて

		今年度案			(参考)昨年度 業績評価	
		業績評価	次期中期目標作成			
			「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取	「中期目標等」に関する意見聴取		
			(ケース1)	(ケース2)		
6月	下旬	○6/30 業務実績報告書提出期限			○6/30 業務実績報告書提出期限	
7月	月上旬	○7/1(県事務局) 産業技術センター業績実績報告書関係資料の郵送 ○7月上旬～(各評価委員) ①項目別評価の実施、②センターへの質問等 (7/26回答期限)			○7/1(県事務局) 産業技術センター業績実績報告書関係資料の郵送 ○7月上旬～(各評価委員) ①項目別評価の実施、②センターへの質問等 (7/31回答期限)	
	月中旬					
	月下旬	①評価委員による企業訪問 ②センターヒアリング	○評価委員会開催(第11回)(7/26) 地独法第31条「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取に関する方針協議			
8月	月上旬	○8月上旬～(各評価委員) ①センターへの追加質問(8/6県提出→8/12センター回答) ②項目別評価(最終版)、全体評価(案)の実施(8/13回答期限)	方針に基づき、各委員が意見書提出(8/13回答期限)	(県中期目標案作成)	(県中期目標案作成)	○8/4 ①評価委員による企業訪問(西部地区食品関連企業) ②センターヒアリング ○8月上旬～(各評価委員) ①センターへの追加質問(8/7回答期限) ②項目別評価(最終版)、全体
	月中旬	○8月中旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての全体評価案を作成	○8月中旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての意見書案とりまとめ	反映	反映	
	月下旬	○評価委員会開催(第12回)(8/26) 全体評価、項目別評価の決定等	地独法第31条に関する意見内容の決定	中期目標(骨子)について協議(意見聴取)	中期目標(骨子)について協議(意見聴取)	○8月下旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての全体評価案を作成
9月			(上月)意見等を踏まえ中期目標案(案)作成 ○評価委員会開催(第13回)(9月下旬～10月上旬) 中期目標(案)について協議(意見とりまとめ)	中期目標(骨子)再検討	○9/2 評価委員会開催 全体評価、項目別評価の決定等	
10月					見直し 経済 反映 長 戦略	
11月				中期目標(骨子)について 常任委員会報告 → 中期計画作成着手		
12月			中期目標に関する議会議決 ↓ 意見等を踏まえ 中期目標案(案)作成			
1月			センター中期計画案(作成)	○評価委員会開催(第13回)(1月) 中期目標(案)について協議(意見とりまとめ)		
2月			○評価委員会開催(第14回)(2月上旬) センター中期計画案について意見とりまとめ			
3月			中期計画に関する県認可	中期目標に関する議会議決 ○評価委員会開催(第14回)(3月下旬) センター中期計画案について意見とりまとめ		
4月				中期計画に関する県認可		

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法平成 21 年 5 月 20 日
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

法人の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とする P D C A（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成 12 年条例第 2 号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙 1. 「項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の 5 段階で評価する。（5 段階の判断基準は別紙 2 によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、産業技術センターの業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙 1. 「項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照）

(2) 評価委員評価

○項目別評価

- ①業務実績の検証

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5 段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5 段階で実施する評価

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の 5 段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙 3. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

○全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の 5 段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、総評に加え、「中小企業への技術支援」、「法人の業務運営及び財務状況」、「中期目標・中期計画の達成に向けた課題等」の 3 つの観点で記述するものとする。

利用者の意見の反映については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を 10 段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第 2 条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に 2 を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を 1 段階上下させることができるものとする。

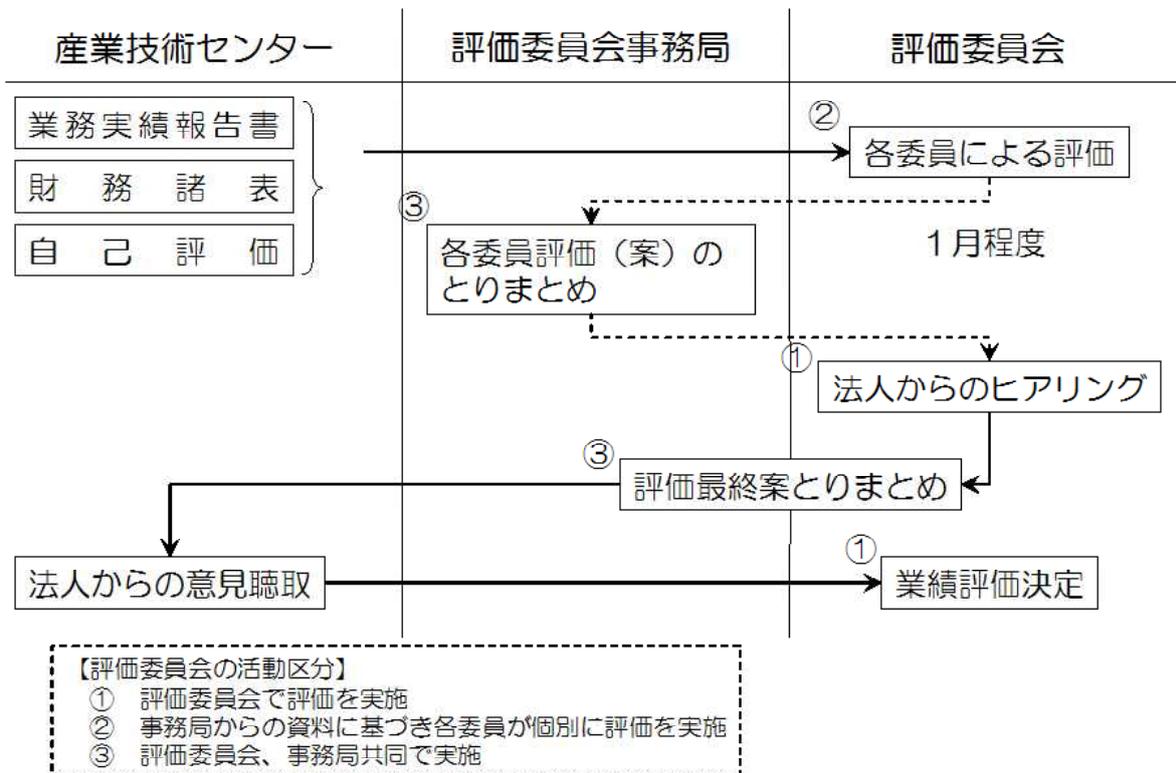
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月～8月	○業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） ○評価結果（案）の作成（法人による事実確認） ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



全 体 評 価

総合評価

5段階評価	10段階換算

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

（中小企業への技術支援に対する評価）

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

財務諸表の承認に係る意見聴取について

資料3

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	・ 6月30日に財務諸表等を提出。
必要な書類の提出（法第34条第2項）	・ 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	・ 適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法 (財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし翌年度の中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

2 平成21年度決算における剰余金の概要

剰余金 57,185千円
 うち、自己収入の増加によるもの 6,757千円
 効率的な業務運営によるもの 50,428千円

3 利益処分（案）

目的積立金（※1） 57,185千円
 ※1 中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能
 積立金（※2） 0千円
 ※2 損益計算において発生した損失に充当

4 目的積立金とすることについての考え方

(1) 損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成20年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

(2) 剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると次により認められること

①経営努力認定

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとするのが妥当であること。

②法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりみに業務が進捗している」）であること。	剰余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剰余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政会計基準

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考>経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

(2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考3】法人の中期計画に定める剰余金の使途

○鳥取県産業技術センター 中期計画

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

【参考4】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「1」(年度計画を順調に実施している)、「2」(年度計画を概ね順調に実施している)がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」(概ね計画どおり進んでいる。)以上の評価が8割以上

「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取に係る対応方針（案）

平成 22 年 7 月 26 日

1 「中期目標の期間終了時の検討」について

- ・ 地方独立行政法人法第 31 条において、
『設立団体の長は中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、法人の組織のあり方やその組織及び業務の全般等について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされ、その検討に当たっては評価委員会の意見を聴かなければならない』と規定されている。
- ・ その時期及び方法については、「現中期目標期間が終了する前（次期中期目標策定前等）」であり、「やり方のルールはなく各設立団体で定めればよい」とされている。
(H22.5.31 総務省行政経営支援室（同法所管）に確認)

◆地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 31 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 「中期目標の期間終了時の検討」の意見聴取に係る対応方針（案）

次のとおり対応するものとする。

- ・ 毎年度実施している各年度評価結果等を活用して意見書を作成する。
具体的に第 1 期中期目標期間にあつては、
「平成 19 年度及び平成 20 年度の評価結果の趣旨」
「平成 21 年度の実績（評価）」
「平成 22 年度の事業計画」 を踏まえて作成。
- ・ 意見書に盛り込む内容（構成）は次のとおりとし、この観点での各委員の意見をとりまとめる形で作成する。
 - ① 中期目標・中期計画の全体的な進捗状況と総括
 - ② 今後の取組において望むこと

※事務局において、過去の評価委員会での主な意見及びそれに対する取組等を集約した資料を作成

3 対応スケジュール

別添「全体スケジュール」のとおり」

平成19年度

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

業務実績評価書

平成20年9月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
評価委員会

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 委員名簿

分野	委員名	役職
事業戦略評価 (委員長)	千葉 雄二	財団法人とっとり政策総合研究センター 調査研究ディレクター
起業化・技術評価	谷口 義晴	日本セラミック株式会社代表取締役社長
法人運営評価	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学名誉教授
研究・技術評価	副井 裕	国立大学法人鳥取大学学長補佐
研究・技術評価	辻 智子	日本水産株式会社顧問

I 全体評価

全体評価に当たっては、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

全 体 評 価

総合評価

5段階評価	10段階評価
3	7

本年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していることから、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに人材育成等で特筆すべき事項が認められることから1段階評価を上げ、7とする。

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

技術支援は、計画通りの進捗であると判断した。機器利用の評価は企業ニーズも高く、数値目標の超過達成もあり計画以上と評価できる。研究開発の評価は計画通りの進捗である。「実践的人材育成」は企業や受講者の評価は高い。

以上、総合し計画通りの進捗と判断した。

今後、技術相談において、数値目標の達成度だけでなく、数値の内訳や実効性、他業務への影響度も考慮した自己評価の実施、あるいは、人材育成において、企業や受講者の評価だけでなく、その効果の確認も行っていくことを期待する。

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

法人理事長のリーダーシップの確立、職員評価制度や職員研修制度など体制整備は進展したといえることから、計画通りの進捗と判断した。

今後、体制整備による効果も検証していくことを期待する。

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

中期目標に向けての組織体制が整った段階であり、計画通りの進捗と判断した。

（中小企業への技術支援に対する評価）

法人業務の中心である依頼試験や機器利用の量的増大、企業に対する課題解決や技術指導についてのアンケート結果や相談件数の増加等から、計画以上の進展と判断した。

今後、試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定において企業ニーズを積極的に取り込むことを期待する。

(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

総合的には、計画通りの進捗としているが、外部研究費の獲得による収入増大は評価できる。

今後も、外部研究費の獲得に努める一方、業務の質を低下させることなく経費を抑制していくことを期待する。また、外部研究費の獲得に当たっては、件数だけでなく、金額も含めて自己評価していくことを期待する。

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

法人の中期計画、年度計画は、中期目標の達成に向けて行われていくべきものである。これは技術支援を通じ県内企業を活性化させ、県民経済の増大を通じ広く県民に還元するものといえる。同時に評価もこの目標に沿って実施されるべきものであり、「地方独立行政法人法」においてもその趣旨が規定されている。

以上の視点から、本年度の評価の過程、結果から中期目標・中期計画達成に向けての課題等を指摘すれば以下のとおりである。

まず、新規企業の育成、優秀な人材確保、法人使命と研究開発能力の充実を、職員の意識改革や実効性ある研修制度・職員処遇、理事長リーダーシップの充実を通じ確保していくことが求められよう。

また、数値目標に代表されるニーズ対応と研究機関としての質的水準の両立、業務バランスの確保、各種体制整備による結果の確保、これらをベースに長期では固有の技術を持った企業育成等が求められているといえよう。

さらに、企業の評価、ニーズを把握（広範なアンケート・ヒヤリング）し、独自の研究開発能力を整え法人が質、量ともに充実したサービスを県民、企業に提供し、法人職員への的確な処遇を整え、組織を運営していくことが求められよう。

この他、評価委員会では、外部研究費の獲得や特許出願の目標件数をもう少し高め、より上を目指すべきとの意見が出されており、今後、目標件数の設定についての検討が求められよう。

なお、20年度評価は、初回評価である19年度評価のプロセス、評価結果を踏み台として、法人と評価委員会が協力し、中期目標の達成と評価体制充実にむけて努力していくことが重要である。

Ⅱ 項目別評価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告書及び法人からのヒアリングを基にした検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

項目別評価の構成

大項目	中項目	小項目	細目	項目番号	評価結果 記載ページ
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			①技術相談・現地指導	1	P. 1
			②依頼試験	2	P. 1
			③機器利用	3	P. 1
		(2) 研究開発			
			①研究テーマの設定と実施	4	P. 2
			②シーズ・実用化研究		
			③研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援			
			① 研究開発に係る場の提供と技術支援	5	P. 3
			② 技術講習会等を通じた支援	6	P. 3
			③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	7	P. 3
			④ 補助金・融資等に係る情報の提供	8	P. 3
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			①製造中核技術者の育成	9	P. 3
			②組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	P. 3
			③金属加工技術技術者の育成	11	P. 3
			④商品企画が可能な人材の育成	12	P. 3
			実践的産業人材の育成	13	P. 3
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	P. 3
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	P. 4
		(2) 食品関連分野		16	P. 4
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	P. 4
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	P. 4
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	P. 5
		(2) 広報活動の充実		20	P. 5
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	P. 5
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	P. 5
	3	独自の業績評価システムの確立		23	P. 5
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	P. 6
	2	経費の抑制		25	P. 6
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	P. 6
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	P. 7
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	P. 7
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	P. 7
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	P. 7
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	P. 7
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	P. 7
	3	情報の共有化の徹底		33	P. 7
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	P. 8
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	P. 8
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	P. 8
		(2) 人事に関する指標等		37	P. 8

項目別評価結果

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
<p>中期目標</p> <p>産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等にに応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p> <p>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向にに応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。</p> <p>(1)技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)</p> <p>企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。 また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力よりもより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	<p>中期計画</p> <p>産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等にに応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>	<p>年度計画【項目別評価単位】</p> <p>産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等にに応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p>	<p>評価の視点</p> <p>・教値目標の達成状況 ・職員の資質向上の取り組み ・企業ニーズの把握状況 ・適切な技術相談等の実施状況</p>	1	0.203	4	3.4
<p>【機器設備の整備について】 老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。</p>	<p>①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。 ②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等への対応ができるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。 ③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成への支援に係る機器等を、日本自動車振興会設備拡充補助金も活用して計画的に導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>・機器の性能の維持状態 ・職員の資質向上の取り組み ・多様な試験メニューの設定状況 ・試験結果の信頼性向上の状況 ・利用者の利便性向上の取り組み</p>	2	0.044	3	3.2	
<p>【機器設備の整備について】 老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。</p>	<p>①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。 ②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等への対応ができるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。 ③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、平成19年度中に約12,800時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器としてICP発光分光分析装置、企業の人材育成の機器として精密複合旋盤、機械・電子部品等の微小部形状観察や微細域成分分析に対応する機器として電子顕微鏡を、日本自動車振興会設備拡充補助金も活用して計画的に導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>・教値目標の達成状況 ・利用者の利便性向上への向けた取組状況 ・機器整備の達成状況 ・機器整備計画の策定</p>	3	0.044	4	4	

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化							
(2)研究開発 共同研究や受託研究等の研究開発実施に当り、センターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。	研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。	研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 平成19年度中に2件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・研究テーマの設定方法 ・人員、予算等の研究試験の配分状況 ・研究評価の実施方法 ・評価結果の反映状況 ・研究評価結果				
また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。 さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指すための研究開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことに向け、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づき企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。 ②シーズ・実用化研究 将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。 a. 情報・電子応用技術に関する分野 製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサ応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。 b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。 c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野 耐熱合金製小径加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。 d. 表面改質技術に関する分野 パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。 e. 地域資源活用食品に関する分野 マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。 f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野 内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目指した研究開発を行う。 g. 発酵利用食品に関する分野 フルーティで濃醇なとつとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とつとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づき企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。 ②シーズ・実用化研究 平成19年度のシーズ・実用化研究については、別紙参照のこと		0.158	3	3.2	

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発							
<p>県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業の二一に基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジア圏でのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。</p> <p>【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】</p> <p>◆「鳥取クリスタル・コロドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略) 高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。 なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。</p> <p>◆「健・食・知・スマート・コロドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略) 豊富かつ高品質な水産物や水産資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたハイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p>	<p>県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。</p> <p>【(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野】</p> <p>「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。</p> <p>【(2) 食品関連分野】</p> <p>「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康」に関する研究会による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。</p>	<p>県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。</p> <p>【(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野】</p> <p>「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。</p> <p>【(2) 食品関連分野】</p> <p>「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康」に関する研究会による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証講義の実施状況 ・技術支援の状況 	15	0.02	5	4
<p>◆「健・食・知・スマート・コロドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略) 豊富かつ高品質な水産物や水産資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたハイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家に取得するた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成19年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の達成状況 ・権利の公表、技術移転の状況 ・連携強化の内容 	16	0.02	3	3.8
<p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家に取得するた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成19年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイナー協会等との連携状況 ・市場動向等の情報収集の状況 ・他機関の連携状況 	17	0.013	3	3
<p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家に取得するた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成19年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効果的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県電子サイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイナー協会等との連携状況 ・市場動向等の情報収集の状況 ・他機関の連携状況 	18	0.013	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
<p>自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を 行つたためのマネジメントを確立するとともに 、地方独立行政法人制度の特長を十分に活か して業務運営の抜本的な改善を行い、より一層 効果的な業務運営を行うこと。</p>	<p>中期計画</p>	<p>年度計画【項目別評価単位】</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制構築の状況 ・組織体制の継続的見直し状況 ・企業ニーズ等への対応状況 ・経営資源の重点的投入状況 	19	0.039	4	3
<p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</p>	<p>(1) 組織運営の改善</p> <p>理事長は役員一体となった運営体制を構築す るとともに、リーダーシップを発揮できる仕組み をつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図 る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社 会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く 諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。 さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクト チームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の 重点的投入を行う。</p>	<p>理事長は役員一体となった運営体制を構築す るとともに、リーダーシップを発揮できる仕組み をつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図 る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社 会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く 諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。 さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクト チームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の 重点的投入を行う。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の達成状況 ・広報活動の状況 	20	0.02	4	3.8
<p>2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化</p>	<p>(2) 広報活動の充実</p> <p>センター利用実績のない企業や新たに進出した 企業等に対して、センターのサービス内容の周 知や利用の拡大を図るため、平成19年度中に1 70件のプレスリリースを行うとともに、ホーム ページや各種媒体を積極的に活用した広報活動 を展開する。</p> <p>(3) 職員の資質向上と人材育成</p> <p>職員の資質向上を図るため、各種研修会への参 加及び公設試験研究機関・民間企業等への派 遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画 的に推進するため、若手研究員の指導、外部機 関との交流、企業現場や企業との研究開発に対 応できる研究者の育成等に重点を置いて「地方 独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育 成プログラム」を策定する。なお、全国公募等に より優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>センター利用実績のない企業や新たに進出し た企業等に対して、センターのサービス内容の周 知や利用の拡大を図るため、平成19年度中に1 8件以上のプレスリリースを行うとともに、ホーム ページや各種媒体を積極的に活用した広報活動 を展開する。</p> <p>職員の資質向上を図るため、各種研修会への 参加及び公設試験研究機関・民間企業等への 派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計 画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機 関との交流、企業現場や企業との研究開発に対 応できる研究者の育成等に重点を置いて「地方 独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育 成プログラム」を策定する。なお、全国公募等に より優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会への参加、他機関への派 遣状況 ・「地方独立行政法人鳥取県産業技 術センター人材育成プログラム」の策 定状況 ・優秀な人材の確保状況 	21	0.02	3	3
<p>3 独自の業績評価システムの確立</p>	<p>外部競争の資金獲得や技術支援の効果的な 展開につながるコーディネート機能を向上させる とともに、共同研究や産業人材育成など産業の 自立化・高付加価値化につながる企業支援の運 成に向け、効果的な「産学官連携」を強化する こと。 なお、連携体制構築に際しては、センターが積 極的な役割を果たすこと。</p>	<p>企業における市場動向を踏まえた製品化、事 業化を支援するため、民間企業、大学、金融機 関及び行政機関などからなる産学官連携に際 しては、センターも技術面におけるコーディネート 機能を向上させて積極的な役割を果たす。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の連携の状況 	22	0.013	4	3.4
<p>評価委員会による業績評価結果を役員報酬 (退職手当を含む。)に反映するなど、役員につ いて成果主義に基づく給与体系を構築すること。 なお、理事長報酬については知事評価を併せて 反映すること。</p>	<p>役員については成果主義に基づく給与体系を構 築し、地方独立行政法人評価委員会による業績 評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映 させる。なお、理事長報酬については知事評価を 併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に 繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法 人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策 定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に 反映させる。</p>	<p>役員については成果主義に基づく給与体系を 構築し、地方独立行政法人評価委員会による業 績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反 映させる。なお、理事長報酬については知事評 価を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に 繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法 人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策 定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に 反映させる。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与体系の構築状況 ・「地方独立行政法人鳥取県産業技 術センター業績評価基準」の策定及 び評価状況 	23	0.039	4	3.8

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
<p>中期目標</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。</p>	<p>中期計画</p> <p>産学官との連携により、中期計画期間中に8件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。</p> <p>なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1:1とする。</p>	<p>年度計画【項目別評価単位】</p> <p>産学官との連携により、平成19年度中に1件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないようにする。</p> <p>なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1:1とする。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の達成状況 ・自己収入の確保状況 	24	0.028	4	4
<p>2 経費の抑制</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務(臨時経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。</p> <p>また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。</p> <p>なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを下させることのないよう努めること。</p>	<p>中期計画</p> <p>管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを下させるとなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。</p>	<p>年度計画【項目別評価単位】</p> <p>管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化の状況 ・経費削減のための見直し状況 	25	0.028	3	3.2
	<p>3 予算(人件費の見積もりを含む。)・収支計画及び資金計画</p>	<p>年度計画【項目別評価単位】</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の確認 ・計画との整合性 	26	0.024	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
V その他業務運営に関する重要事項							
1 コンプライアンス体制の確立と徹底							
(1)法令遵守 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。	センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を招かれることのないよう努める。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。	センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を招かれることのないよう努める。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。また、法令遵守等に関する研修を継続的に実施すること。	【評価の視点】 ・法令遵守の状況 ・中立性、公平性に対する対応状況 ・職員研修計画の状況 ・組織体制整備の状況	27	0.009	3	3
(2)情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。	企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報公開する。	企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報公開する。	【評価の視点】 ・情報管理の状況 ・情報漏洩防止対策の状況	28	0.009	3	3
(3)労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮すること。また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。	職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮すること。また、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。	職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮すること。また、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。	【評価の視点】 ・労働安全衛生の状況 ・安全衛生委員会の活動状況 ・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況 ・安全教育の実施状況	29	0.014	4	3.6
(4)職員への社会貢献意識の徹底 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。	職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。	職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。	【評価の視点】 ・地域の活動等への参加状況 ・一般公開の状況	30	0.014	3	3
2 環境負荷の低減と環境保全の促進							
(1)省エネルギー及びリサイクルの促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。	グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。	グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。	【評価の視点】 ・省エネルギー、リサイクルへの対応状況	31	0.011	3	3
(2)環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。	鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。	鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では平成19年度中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。	【評価の視点】 ・ISO14001の遵守状況 ・環境マネジメントシステムの運用状況	32	0.011	3	3
3 情報の共有化の徹底							
業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。	業務運営に際しては、グローバルウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。	業務運営に際しては、グローバルウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。	【評価の視点】 ・情報共有の状況 ・役員間の情報共有、組織的運営の状況	33	0.023	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項						
	1 施設及び設備に関する計画 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画の実施状況	34	0.016	3	3
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。	業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画の実施状況	35	0.004	3	3
	3 人事に関する計画 (1) 基本的な方針 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。 (2) 人事に関する指標等 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。	企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。	【評価の視点】 ・専門性の高い人材の確保状況 ・効果的な人事管理の状況	36	0.01	3	3
			【評価の視点】 ・雇用形態の多様化の状況 ・研究機関、大学等との交流の状況	37	0.01	3	3
			加重後評価(合計) (参考)単純平均			3.56	3.40
						3.43	3.32

※中期計画、年度計画における「IV 財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金 の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする

平成20年度

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

業務実績評価書

平成21年9月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
評価委員会

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 委員名簿

区分	氏名	所属名	役職名
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	名誉教授
委員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマ エレクトロニクス株式会社	監査役

I 全体評価

全体評価に当たっては、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

また、全体評価については、翌年度以降の理事長・理事報酬に反映されることとなっているため、10段階での評価へと置き換える必要がある。このため、委員会の総意としての5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

全 体 評 価

総合評価

5段階評価	10段階換算
3	7

平成20年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに、技術相談・現地指導、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を1段階上げ、7とする。

総 評

（「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価）

産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援機能の強化での技術相談・現地指導、あるいは実践的産業人材の育成等、いくつかの項目が計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に精力的に取り組んでいると評価できる。また企業訪問調査、企業へのアンケート調査、窓口アンケート調査などにより企業ニーズの把握に努め、常に改善への努力が見られる。

今後も引き続き、積極的に研修会に参加することや精力的に研究開発を行うこと等により、職員の資質向上を図るとともに、企業ニーズに的確に対応されることを期待する。

（「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価）

理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営は、計画通りに進捗している。理事長裁量経費の有効活用、外部資金獲得、独自の評価システムの確立、技術スタッフ・事務スタッフの配置と業務の見直し、等で特に進捗が認められる。

今後も引き続き、優秀な人材確保と若手の人材育成等についての努力を期待する。

（「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価）

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。

（中小企業への技術支援に対する評価）

企業ニーズに基づいて誠実に技術支援を行っていることが、アンケート調査や訪問調査の結果等からも認められる。

今後、技術の進展は、一層迅速化していくと思われるので、技術支援力の絶えざる向上を期待する。

（法人の業務運営及び財務状況に対する評価）

外部資金獲得へ積極的に取り組んでいること、業務運営を順調に行いながら、自己収入の増加と効率的な業務運営によって剰余金を生み出したことは高く評価できる。

今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

（中期目標・中期計画の達成に向けた課題等）

平成20年度は地方独立行政法人化2年目で第1期中期目標の中間評価にも相当する。設定された数値目標が達成され、他の項目についても概ね計画通りであることから、計画は順調に進捗していると認められる。

今後、数値目標の達成だけでなく、その内容の充実を目指すことや企業の高付加価値化に寄

与する具体的な成功事例を増やすことも期待する。

サブプライムローン問題に端を発する世界不況や急激な円高は県内企業を直撃しており、国際競争力のある新製品の開発や起業化を目指す事業者への支援、実践的産業人材の育成、等における地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの役割はますます重要性を増していると思われる。

このような状況の中で、理事長のリーダーシップと職員の意識改革を通じた、中期目標・中期計画の達成に向けた継続的な努力が求められる。

今後、技術相談等の業務と研究開発業務とのバランスをとりつつ、限られた人数で最大の効果を上げる仕組みを長期的な展望に立って構築されるよう期待する。

また優秀な人材確保と若手職員の人材育成等に引き続き努力されることを期待する。

Ⅱ 項目別評価

項目別評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告書及び法人からのヒアリングを基にした検証を踏まえ、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

項目別評価の構成

大項目	中項目	小項目	細目	項目番号	評価結果 記載ページ
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			
			①技術相談・現地指導	1	P. 1
			②依頼試験	2	P. 1
			③機器利用	3	P. 1
		(2) 研究開発			
			①研究テーマの設定と実施	4	P. 2
			②シーズ・実用化研究		
			③研究評価		
		(3) 起業化を目指す事業者等への支援			
			① 研究開発に係る場の提供と技術支援	5	P. 3
			② 技術講習会等を通じた支援	6	P. 3
			③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	7	P. 3
			④ 補助金・融資等に係る情報の提供	8	P. 3
	2	実践的産業人材の戦略的育成			
		(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施			
			①製造中核技術者の育成	9	P. 3
			②組込ソフトウェア開発技術者の育成	10	P. 3
			③金属加工技術技術者の育成	11	P. 3
			④商品企画が可能な人材の育成	12	P. 3
			実践的産業人材の育成	13	P. 3
		(2) 産業人材育成戦略の策定		14	P. 3
	3	県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発			
		(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野		15	P. 4
		(2) 食品関連分野		16	P. 4
	4	知的財産権の戦略的な取得と活用		17	P. 4
	5	県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		18	P. 4
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
	1	理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成			
		(1) 組織運営の改善		19	P. 5
		(2) 広報活動の充実		20	P. 5
		(3) 職員の資質向上と人材育成		21	P. 5
	2	新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化		22	P. 5
	3	独自の業績評価システムの確立		23	P. 5
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	外部資金その他自己収入の確保		24	P. 6
	2	経費の抑制		25	P. 6
	3	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		26	P. 6
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守		27	P. 7
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		28	P. 7
		(3) 労働安全衛生管理の徹底		29	P. 7
		(4) 職員への社会貢献意識の徹底		30	P. 7
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
		(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		31	P. 7
		(2) 環境マネジメントの着実な実施		32	P. 7
	3	情報の共有化の徹底		33	P. 7
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画		34	P. 8
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		35	P. 8
	3	人事に関する計画			
		(1) 基本的な方針		36	P. 8
		(2) 人事に関する指標等		37	P. 8

項目別評価結果

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化							
「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決してい際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。 なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかねばならない。	県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。	県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。					
(1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・職員の資質向上の取り組み ・企業ニーズの把握状況 ・適切な技術相談等の実施状況	1	0.203	4	4
	①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。	①技術相談・現地指導 a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に組み、平成20年度中に約6,500件の技術相談・現地指導に応じる。 b. 平成20年度中に延べ約500社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象としたアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。	【評価の視点】 ・機器の性能の維持状態 ・職員の資質向上の取り組み ・多様な試験メニューの設定状況 ・試験結果の信頼性向上の状況 ・利用者の利便性向上の取り組み	2	0.044	3	3
	②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。	②依頼試験 a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。 b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・利用者の利便性向上へ向けた取組状況 ・機器整備の達成状況 ・機器整備計画の策定	3	0.044	4	4
	③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。	③機器利用 a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、平成20年度中に約13,000時間の機器利用サービスを実施する。 b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。 c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度は、機械・電子部品等のめっき及び蒸着膜の膜厚測定等に対応する機器として蛍光X線膜厚測定装置、乾燥食品の開発に対応する機器として真空凍結乾燥機等の機器を、日本自転車振興会設備拡充補助金等を活用して導入する。 d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。					

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化							
(2) 研究開発							
共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があります。短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。	研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。	研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。 平成20年度中に2件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・研究テーマの設定方法 ・人員、予算等の研究試験の配分状況 ・研究評価の実施方法 ・評価結果の反映状況 ・研究評価結果				
	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。	①研究テーマの設定と実施 研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。					
また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。 さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。	②シーズ・実用化研究 将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。 a. 情報・電子応用技術に関する分野 製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。 b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。 c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野 耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。 d. 表面改質技術に関する分野 パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。 e. 地域資源活用食品に関する分野 マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。 f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野 内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを旨とした研究開発を行う。 g. 発酵利用食品に関する分野 フルーティで濃厚なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。	②シーズ・実用化研究 平成20年度のシーズ・実用化研究については、別紙参照のこと					
				4	0.158	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化							
(2) 研究開発							
<p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p>	<p>③研究評価 研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>	<p>③研究評価 研究評価は原則として、センター役職員で構成されるシーズ研究等評価委員会及び外部専門家で構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は中間評価と年度末評価の2回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>					
(3) 起業化を目指す事業者等への支援							
<p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>① 研究開発に係る場の提供と技術支援 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。</p> <p>② 技術講習会等を通じた支援 研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。</p> <p>③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。</p> <p>④ 補助金・融資等に係る情報の提供 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学官官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。</p>	<p>① 研究開発に係る場の提供と技術支援 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。</p> <p>② 技術講習会等を通じた支援 研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を平成20年度中に約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。</p> <p>③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。</p> <p>④ 補助金・融資等に係る情報の提供 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学官官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。</p>	【評価の視点】 ・事業者等のバックアップの内容・状況 ・インフラの整備状況	5	0.016	4	3.4
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・イベント等の達成状況	6	0.028	4	4
			【評価の視点】 ・情報提供の状況 ・県立図書館との連携状況	7	0.028	4	4
			【評価の視点】 ・情報提供の状況	8	0.008	3	3
2 実践的産業人材の戦略的育成							
<p>これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。 なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。</p>	<p>(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施</p> <p>① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業：産学官官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>② 組込システム開発人材育成事業：デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>③ 次世代ものづくり人材育成事業：高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。</p> <p>④ 戦略的商品開発支援事業：市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p>	<p>国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。</p> <p>① 産学官官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程(液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習)」について、平成20年度に約10名を対象とした6日間の講義を行い、技術者の育成を図る。</p> <p>② デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術について、平成20年度に約10名を対象とした2日間の講義を行い技術者の育成を図る。</p> <p>③ 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、平成20年度に約10名を対象とした4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。</p> <p>④ 平成20年度は市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を約10名育成するために、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。 また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p>					
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・受講者の満足度	9	0.021	4	4
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・受講者の満足度	10	0.006	4	4
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・受講者の満足度	11	0.006	4	4
			【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・受講者の満足度	12	0.006	4	4
			【評価の視点】 ・研修生の受入状況 ・実践的産業人材の育成状況	13	0.021	4	4
			【評価の視点】 ・「産業人材育成戦略」の策定状況	14	0.007	3	3.2

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発							
県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。	県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。	県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。					
【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】							
(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野			【評価の視点】 ・実証講義の実施状況 ・技術支援の状況	15	0.02	4	3.4
◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」(液晶関連企業を中心とした戦略) 高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。 なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。	「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。	平成19年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業名の人材育成事業を行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。					
(2) 食品関連分野			【評価の視点】 ・研究の実施状況 ・「食品開発と健康に関する研究会」の開催状況 ・食品開発の支援状況	16	0.02	4	4
◆「健・食・知スマート・コリドール構想」(健康・食品・研究に関わる戦略) 豊かかつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。	「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。	「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。					
4. 知的財産権の戦略的な取得と活用							
知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。	知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。	知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、平成20年度中に2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・権利の公表、技術移転の状況 ・連携強化の内容	17	0.013	4	3.6
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化							
企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイナー等)への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。	企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。	【評価の視点】 ・デザイナー協会等との連携状況 ・市場動向等の情報収集の状況 ・他機関の連携状況	18	0.013	4	3.4

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
<p>自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</p> <p>(1) 組織運営の改善</p> <p>理事長のトップマネジメントのもと、支援企業等の事業化件数の増加など実績に重きを置きつつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、組織、体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。</p>							
<p>理事長は役員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点投入を行う。</p>			【評価の視点】	19	0.039	4	3.6
<p>(2) 広報活動の充実</p> <p>さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。</p>			【評価の視点】	20	0.02	4	3.8
<p>(3) 職員の資質向上と人材育成</p> <p>なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。</p>			【評価の視点】	21	0.02	3	3
<p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化</p> <p>外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。 なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。</p>			【評価の視点】	22	0.013	4	3.6
<p>3 独自の業績評価システムの確立</p> <p>評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。</p>			【評価の視点】	23	0.039	4	3.6
<p>役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。</p>			【評価の視点】				

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
IV 財務内容の改善に関する事項							
県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。							
1 外部資金その他収入の確保							
企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。	産学金官との連携により、中期計画期間中に2件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。 なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1:1とする。	産学金官との連携により、平成20年度中に2件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の原価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。 なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1:1とする。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況 ・自己収入の確保状況	24	0.028	4	3.8
2 経費の抑制							
運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させないよう努めること。	管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。	管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施する。	【評価の視点】 ・業務運営の効率化の状況 ・経費削減のための見直し状況	25	0.028	3	3
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画							
【評価の視点】 ・財務諸表の確認 ・計画との整合性							
				26	0.024	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
V その他業務運営に関する重要事項							
1 コンプライアンス体制の確立と徹底							
(1) 法令遵守							
法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。	センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。	センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑惑や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。	【評価の視点】 ・法令遵守の状況 ・中立性、公平性に対する対応状況 ・職員研修計画の状況 ・組織体制整備の状況	27	0.009	3	3
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底							
個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。	企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。	企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。	【評価の視点】 ・情報管理の状況 ・情報漏洩防止対策の状況	28	0.009	3	3
(3) 労働安全衛生管理の徹底							
職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮すること。また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。	職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置し職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。	職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、労働安全衛生関連法令に準拠して前年度に設置したセンター安全衛生委員会を通じて、職員の安全及び健康の確保に引き続き努める。	【評価の視点】 ・労働安全衛生の状況 ・安全衛生委員会の活動状況 ・労働安全衛生管理基準を満たした整備の状況 ・安全教育の実施状況	29	0.014	3	3
(4) 職員への社会貢献意識の徹底							
地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。	職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。	職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。	【評価の視点】 ・地域の活動等への参加状況 ・一般公開の状況	30	0.014	3	3
2 環境負荷の低減と環境保全の促進							
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進							
業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。	グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。	グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。	【評価の視点】 ・省エネルギー、リサイクルへの対応状況	31	0.011	3	3
(2) 環境マネジメントの着実な実施							
ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。	鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。	取得済みのISO14001規格を遵守し、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムの運営に努める。	【評価の視点】 ・ISO14001の遵守状況 ・環境マネジメントシステムの運用状況	32	0.011	3	3
3 情報の共有化の徹底							
業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。	業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。	業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。	【評価の視点】 ・情報共有の状況 ・役職員間の情報共有、組織的運営の状況	33	0.023	3	3

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価 (委員平均値)
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項						
	1 施設及び設備に関する計画 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画的実施状況	34	0.016	3	3
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。	中期計画を達成済み。	【評価の視点】 ・計画の策定状況 ・計画的実施状況	35	0.004	3	3
	3 人事に関する計画						
	(1) 基本的な方針 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。		【評価の視点】 ・専門性の高い人材の確保状況 ・効果的な人事管理の状況	36	0.01	3	3
	(2) 人事に関する指標等 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。		【評価の視点】 ・雇用形態の多様化の状況 ・研究機関、大学等との交流の状況	37	0.01	3	3
				加重後評価(合計)		3.60	3.52
				(参考)単純平均		3.51	3.42

※中期計画、年度計画における「IV 財務内容の改善に関する事項」のうち「4 短期借入金の限度額」、「5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」、「6 剰余金の使途」については項目別評価の対象外とする

地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター

平成 2 2 年度計画

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）

センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。

センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学金官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。

また、鳥取県経済成長戦略と連動した取り組みを行う。

センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。

I 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間とする。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。

(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

① 技術相談・現地指導

- a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、本年度は中期計画において承認されている約6,550件の技術相談・現地指導に応じる。
- b. 本年度は中期計画において承認されている延べ約500社の製造業者を

対象とした訪問調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。

② 依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

③ 機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、本年度は中期計画において承認されている約13,100時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、本年度は万能試験機等の機器を(財)JKA(旧日本自転車振興会)設備拡充補助金等を活用して導入する計画である。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。本年度は中期計画において承認されている3件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

① 研究テーマの設定と実施

研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。

② シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○組み込みシステム機器開発に関する研究（H20～22年度）

Field Programmable Gate Array（FPGA）技術及び組み込みCPU技術を応用して、デジタル家電等最新電気製品の根幹技術となる組み込みシステムの開発環境を構築し、組み込み回路を開発する。

本年度は、作成した組み込みシステム回路基板により、信号処理等の種々の実用アプリケーションを開発する。

○LED照明の配光解析技術に関する研究（H22～24年度）

複数個のLEDを用いた照明器具の配光特性を迅速に評価するシミュレーション技術を確立する。

本年度は、LED単体の配光特性に関する実測データを基に、LED照明器具の配光シミュレーションのための解析条件を抽出する。

○圧電体薄膜を用いた微小動作デバイスの作成と評価技術の確立

(H21～23年度)

MEMS技術を用いて、微小動作機構を担う圧電体薄膜の作成方法及び膜質の評価技術を確立する。

本年度は、白金箔の電極上に形成した圧電体薄膜について、強誘電体特性等々を評価するとともに、それを用いたデバイスを試作し、微小動作を確認する。

○センサネットワークによる製造現場情報管理への応用（H21～22年度）

ネットワーク用に開発した無線通信センサユニット等のセンシング・操作ユニットを活用し、製造現場の情報データを双方向に制御管理できる統合環境ネットワークシステムを構築する。

本年度は、開発したセンサユニット対応監視アプリケーションについて、製造現場での活用に向けた改善を行う。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

○高比重圧密化木材製造技術の高度化と家具等への利用方法の開発

(H22～23 年度)

国産針葉樹材を用いた材長 1 m 以上、比重 1 以上の圧密化木材を歩留まりよく製造する技術を開発する。加工材特有の臭気や酸性度を低減する処理技術を確立し、新たな家具等への製品開発を試みる。

本年度は、高比重圧密化木材の製造に関する基礎データを収集し、家具部材への応用に向けて、圧密加工材の臭気成分や酸性度を調査するとともに、切削性等の加工特性を明らかにする。

○環境応答型マイクロカプセルを用いた抗菌性紙の開発 (H22～23 年度)

天然抗菌剤を徐放するマイクロカプセルと優れた耐久性を持つ因州和紙を組み合わせ、環境の湿度に呼応して抗菌剤を徐放する抗菌性紙を開発する。

本年度は、マイクロカプセルに適用するコーティング剤と天然抗菌剤を探索し、それらの組み合わせについて最適化を図る。さらに、マイクロカプセル担持紙を試作し、抗菌性等の特性を評価する。

c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野

材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。

○スキヤニング測定における測定精度向上に関する研究 (H21～22 年度)

測定時間の短縮化と複雑形状の測定が可能なスキヤニング測定における測定精度の向上を図る。

本年度は、内周測定の精度に影響を及ぼす要因を把握するとともに、異なる測定機で得られた測定データを比較検証し、高精度スキヤニング測定を実現する測定手法を確立する。

○セミドライによる環境低負荷型冷却加工技術に関する研究 (H21～22 年度)

付加価値の高い難削材の高精度微細加工を環境低負荷で行う技術を開発する。

本年度は、超音波振動付加による小径工具の切削熱の低減効果を検証し、セミドライによる環境低負荷型冷却加工技術を確立する。

○超音波加振による接合部の強靱化技術に関する研究 (H22～23 年度)

金属薄板の溶接時に生じる溶接部表面の窪み等を、超音波加振により平滑化させ、破断に繋がる応力集中を軽減する技術を開発する。

本年度は、接合部表面を平滑化させるための超音波加振用工具の先端部を試作するとともに、超音波加振が鉄系薄板材料の溶接部の強度特性に及ぼす改善効果を調査する。

d. 表面改質技術に関する分野

各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。

○多層化による PVD 皮膜の耐久性向上に関する研究 (H21~22 年度)

精密部品や金型の寿命を向上させるため、表面が TiC で、母材との間に TiN や TiCN などの中間層をもつ、密着性の良い TiC 多層皮膜を開発する。

本年度は、TiN を中間層とする多層皮膜及び TiN・TiC 傾斜組成の皮膜を試作し、その耐久性の高さを実際の使用環境を想定した摩擦摩耗試験等により確認する。

○加熱・加圧処理による皮膜特性の向上に関する研究 (H22~23 年度)

金型等に適用される PVD 皮膜の密着性や耐摩耗特性を改善するため、熱間等方加圧 (HIP) を用いた加熱・加圧処理技術を開発する。

本年度は、皮膜特性の向上に最適な温度、圧力、処理時間を明らかにする。

e. 地域資源活用食品に関する分野

農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。

○サワラ (サゴシ) の新規加工製品の開発 (H21~22 年度)

日本海水域で漁獲されながらも、ほとんど活用されていないサゴシ (1 歳未満のサワラ幼魚) 資源の有効利用のため、サゴシの加工特性を把握し、新規加工による製品化を目指す。

本年度は、県内で漁獲されるサゴシの優位性を見出すためサバ等の他魚種と成分比較を行うとともに、「サゴシ煮干し」等の新規加工製品を試作する。

○県内資源を活用した発酵調味料の開発に関する研究 (H22~23 年度)

地域の特産品であるマグロの内臓等を原料とする新たな魚醤油を開発する。

本年度は、製品歩留まりの向上や発酵期間の短縮に及ぼす原料の微粒化や発酵条件等の効果について明らかにする。

f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野

食品素材の健康機能について、実験動物や細胞を用いた評価を行うとともに、水産資源を中心とした機能成分の抽出技術の構築を目指した研究開発を行う。

○機能性油脂成分を利用した食品開発に関する研究（H21～22年度）

未利用・低利用バイオマス（水産物、農産物などの生物資源）に含まれる機能性油脂成分の食品への応用を目指す。

本年度は、先に得られた抗腫瘍作用等を示す油脂成分について、加熱や攪拌等に伴う変質挙動をマウス実験等により明らかにし、機能性油脂成分を利用した食品を開発する。

○腸内フローラを指標とした地域食品素材の機能性探索（H22～23年度）

人の健康と美容に深く関係する腸内細菌叢（腸内フローラ）を指標に用いて、地域食品素材の機能性を簡易に探索する手法を確立する。

本年度は、マウス実験における腸内フローラの解析に必要な酵素条件を明らかにし、キトサン等の難吸収性素材と腸内フローラの関係性を調査する。

g. 発酵利用食品に関する分野

濃縮果汁最適調製法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。

○地域特産スイカを活用した機能性発酵食品「スイカ酢」の開発 (H21～22年度)

県産スイカを活用して機能性が期待される発酵食品「スイカ酢」を開発する。

本年度は、試作した「スイカ酢」について抗酸化作用等の機能性を明らかにするとともに、シトルリン含量が高く香味に優れた「スイカ酢」の製造条件を確立する。

h. その他の分野

○マイクロ水力発電のグリッド化技術の開発（H22年度）

中山間地の農業用水路等で行うマイクロ水力発電の出力アップと電力の安定供給を図るため、集落内の発電可能地点に複数の発電装置を設置して、これをネットワーク化（グリッド化）する技術を開発する。

③ 研究評価

研究評価は原則として、センター役職員で構成されるシーズ研究等評価委員会及び外部専門家で構成される実用化研究評価委員会で行う。評価は年度内評価の1回とし、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などをその対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

① 研究開発に係る場の提供と技術支援

鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力でバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。

② 技術講習会等を通じた支援

研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を本年度は中期計画において承認されているように約5回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。

③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターの各種サービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。

④ 補助金・融資等に係る情報の提供

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。

2 実践的産業人材の戦略的育成

(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施

国内外の技術動向に即応するため、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。

① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業

産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を育成する。その中でセンターは「液晶製造技術課程（液晶ディスプレイ装置の故障原因とその解析実習）」について、本年度は中期計画において承認されている約10名を対象とした7日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

② 組み込みシステム開発人材育成事業

デジタル家電等に登載する組み込みソフトウェアの開発技術について、本年度は中期計画において承認されている約10名を対象とした2日間の講義を行い、技術者の育成を図る。

③ 次世代ものづくり人材育成事業

高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工技術について、本年度は中期計画において承認されている約10名を対象に4日間の講義を行い、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者の育成を図る。

④ 戦略的商品開発支援事業

本年度は、市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を、中期計画において承認されているように約10名育成するため、外部講師を招いたセミナーを1回以上開催する。

また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。

(2) 産業人材育成戦略の策定

企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」の策定に向けて、本年度は、これまで実施した人材育成事業のアンケートや企業ニーズ調査の分析結果に基づき「産業人材育成戦略」を策定する。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。

(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野

平成19年度までの国委託事業「液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業」で開発した「液晶製造技術課程」の教材を用いて同事業名の人材育成事業{2(1)①}を引き続き行う。また、電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。

(2) 食品関連分野

平成20年度までの「都市エリア産学官連携推進事業」で実施した、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究成果を活用するとともに、「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、本年度は中期計画において承認されている2件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

(1) 組織運営の改善

理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。

(2) 広報活動の充実

センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、本年度は中期計画において承認

されている16件以上のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。

(3) 職員の資質向上と人材育成

職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携においては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。

3 独自の業績評価システムの確立

役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。

職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自己収入の確保

産学金官との連携により、本年度は中期計画において承認されている2件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の減価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないようにする。

なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1：1とする。

2 経費の抑制

管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 1 予算（人件費の見積もりを含む。）

平成22年度 予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	742,089
施設設備整備費補助金	60,622
自己収入	112,571
事業収入	18,499
事業外収入	2,800
補助金等収入	119,385
外部資金試験研究収入	13,725
合 計	957,120
支 出	
業務費	693,532
研究開発等経費	160,719
外部資金試験研究費	32,183
人件費	500,630
一般管理費	342,773
施設設備整備費	121,851
合 計	1,158,156
目的積立金取崩額	201,036

(注) 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給するが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 2 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	1, 217, 896
業務費	693, 532
研究開発等経費	160, 719
外部資金試験研究費	32, 183
人件費	500, 630
一般管理費	342, 773
減価償却費	181, 591
収益の部	
經常収益	1, 016, 860
運営費交付金収益	680, 860
外部資金試験研究費収益	13, 725
補助金等収益	119, 385
事業収益	18, 499
事業外収益	2, 800
資産見返運営費交付金等戻入	35, 081
資産見返物品受贈額戻入	72, 460
資産見返補助金等戻入	74, 050
純利益	－ 201, 036
目的積立金取崩額	201, 036
総利益	0

3. 3 資金計画

平成22年度 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1, 158, 156
業務活動による支出	1, 036, 305
投資活動による支出	121, 851
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1, 158, 156
業務活動による収入	957, 120
運営費交付金による収入	742, 089
補助金による収入	180, 007
外部資金試験研究における収入	13, 725
事業収入	18, 499
その他の収入	2, 800
前年度からの繰越金	201, 036
前期中期目標期間からの繰越金	0

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。

センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、労働安全衛生関連法令に準拠して平成19年度に設置したセンター安全衛生委員会を通じて、職員の安全及び健康の確保に引き続き努める。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

取得済みのISO14001規格を遵守し、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムの運営に努める。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に行い、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。

VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。

2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画を達成済み。

3 人事に関する計画

(1) 基本的な方針

企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 中期目標・中期計画 項目別対比表

中期目標	中期計画
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p> <p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。</p> <p>これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。</p> <p>そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。</p> <p>そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における</p> <p>①「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」</p> <p>②「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」</p> <p>の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。</p> <p>I 中期目標の期間</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期計画</p> <p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）</p> <p>センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。</p> <p>センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学金官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。</p> <p>センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。</p> <p>I 中期計画の期間</p>

中期目標	中期計画
<p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> </div> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たった技術的課題等を解決していく際、これまでもセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。</p> <p>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。</p> <p>(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）</p> <p>企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	<p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とする。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たった技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）</p> <p>① 技術相談・現地指導</p> <p>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。</p> <p>B. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。</p> <p>② 依頼試験</p> <p>a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。</p> <p>b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。</p> <p>③ 機器利用</p> <p>a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等に</p>

中期目標	中期計画
<p>【機器設備の整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。 <p>(2) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。</p> <p>また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。</p> <p>さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。</p> <p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p>	<p>より機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。</p> <p>b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。</p> <p>c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。</p> <p>d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p> <p>① 研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p> <p>② シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p>

中期目標	中期計画
	<p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野 高級木材代替品の開発を目的とした、高温高圧水を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野 耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>d. 表面改質技術に関する分野 パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 地域資源活用食品に関する分野 マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。</p> <p>f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野 内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目指した研究開発を行う。</p> <p>g. 発酵利用食品に関する分野 フルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。</p> <p>③ 研究評価 研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p>

中期目標	中期計画
<p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p> <p>2 実践的産業人材の戦略的育成 これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。 なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。</p>	<p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究開発に係る場の提供と技術支援 鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力にバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。 ② 技術講習会等を通じた支援 研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。 ③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。 ④ 補助金・融資等に係る情報の提供 新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。 <p>2 実践的産業人材の戦略的育成</p> <p>(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施 国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業：産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。 ② 組込システム開発人材育成事業：デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。 ③ 次世代ものづくり人材育成事業 高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。 ④ 戦略的商品開発支援事業：市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の

中期目標	中期計画
<p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。</p> <p>【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】</p> <p>◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略）</p> <p>高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。</p> <p>なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。</p> <p>◆「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略）</p> <p>豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。</p> <p>また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。</p> <p>また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p>	<p>商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p> <p>(2) 産業人材育成戦略の策定</p> <p>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」を策定する。</p> <p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。</p> <p>(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野</p> <p>「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。</p> <p>(2) 食品関連分野</p> <p>「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p>

中期目標	中期計画
<p>企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。</p> <p>また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</p> <p>理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。</p> <p>また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。</p> <p>さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。</p> <p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化</p> <p>外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。</p>	<p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</p> <p>(1) 組織運営の改善</p> <p>理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。</p> <p>(2) 広報活動の充実</p> <p>センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に70件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。</p> <p>(3) 職員の資質向上と人材育成</p> <p>職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。</p> <p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化</p> <p>企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。</p>

中期目標	中期計画
<p>なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。</p> <p>3 独自の業績評価システムの確立 評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。 また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。</p>	<p>3 独自の業績評価システムの確立 役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬（退職手当を含む。）に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。 職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その結果を処遇に反映させる。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。 なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。</p> <p>1 外部資金その他収入の確保 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。</p> <p>2 経費の抑制 運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>	<p>1 外部資金その他自己収入の確保 産学官との連携により、中期計画期間中に8件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の減価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者には過大な負担とならないよう努める。 なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点を踏まえ、1：1とする。</p> <p>2 経費の抑制 管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置（臨時的経費及び人件費を除く。）については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。</p> <p>3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1～3を参照</p>

中期目標	中期計画
	<p>4 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 325百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。</p> <p>5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>6 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。</p>
<p>V その他業務運営に関する事項</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p>
<p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。 また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。</p>	<p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守 センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。 センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働</p>

中期目標	中期計画
<p>(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。</p> <p>(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。</p> <p>3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p>	<p>安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。</p> <p>(4) 職員への社会貢献意識の徹底 職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。</p> <p>(2) 環境マネジメントの着実な実施 鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。</p> <p>3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的開催し、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。</p> <p>VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する。</p> <p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。</p>

中期目標	中期計画
	<p>3 人事に関する計画</p> <p>(1) 基本的な方針</p> <p>企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標等</p> <p>運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センターの業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。</p>